

## 随意契約理由書

1 工事（業務）名	震災経験記録化業務
2 業者名	（一財）阪神高速先進技術研究所
3 随意契約理由	<p>本業務は、阪神・淡路大震災の被災経験の記録化を実施する業務であり、その円滑かつ効率的な実施のためには、受注者は、阪神・淡路大震災の被災から復旧までの事情に精通した上で、被災経験者のインタビュー内容の意図を的確に汲み取り、適切に要約・記録化できる能力が必要である。</p> <p>一般財団法人阪神高速先進技術研究所は、阪神高速道路などの建設・管理に関する総合的な調査研究・技術開発を行うことにより、道路事業の発展と都市機能の維持・増進に寄与することを目的として設立された団体である。</p> <p>また、同研究所は、当社において、以下の業務実績がある。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 過去約10年間にわたる震災資料保管庫の運営・管理</li><li>② 2009年に実施した震災資料保管庫リニューアルプロジェクトへの参画</li><li>③ 阪神高速道路に関する被災、復旧記録を後世に残すため、阪神・淡路大震災発生直後から、映像資料や震災関係の記録図書の企画・編集・発行</li></ul> <p>以上のことから、同研究所は、震災復旧にかかる内容や背景を熟知しており、震災用語や阪神高速固有の考え方等を踏まえてインタビューの内容の意図を汲み取り適切に要約・記録化できる能力を有していると考えられる。</p> <p>よって、同社は、他者よりも本業務を適切かつ効率的に実施できるものと考えられるため、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定により随意契約とする。</p>
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定による。	